

まつもとほうじん

平成30年
(2018年) 2月号
第517号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

松本法人会部会紹介シリーズ



地域に春の訪れを告げる島内の鳥居火。暗闇に浮かび上がる松明で描かれる文字が幻想的だね！

【写真：平成26年鳥居火 町氏子衆 撮影：高島 秋安氏】

第11回

行ってきました！
～西北部会～

- 主な記事 -

- 「確定申告」松本税務署からのお知らせ... 2～3頁
- 皆さんこんにちは・石田通也氏..... 4頁
- 頑張ってます・高山綺音さん..... 4頁
- 部会紹介シリーズ 行ってきました！西北部会... 5頁
- 法律レポート..... 6頁
- “一人十色” 対人関係に傷つかないコツ..... 7頁
- 税務ポイント..... 8頁
- 青年部・女性部コーナー、保健の窓..... 9頁
- 会員福利厚生制度PR..... 10頁
- 2月の予定、
- 税に関するアンケートご協力をお願い等..... 11頁
- インフォメーションコーナー、
- 地区トピックス、川柳コーナー、あとがき... 12頁
- 税に関するアンケート..... 付録
- 冬期特別研修会(2/23開催)のご案内..... 付録
- 会員親睦ボウリング大会(2/15)参加者募集..... 付録

西北部会は松本市の市街地西側の渚地区と北西に位置する島内地区で構成される部会です。島内地区を代表する伝統行事に「鳥居火」がございます。毎年4月14日から16日までの三夜にかけて、松本市の西北に位置する鳥居山の西斜面を舞台に、地区の住民が掲げる松明により鳥居火が現れます。

(川船昌子編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

松本税務署からのお知らせ

確定申告書は自分で作成してお早めに

平成29年分の確定申告書の提出期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月15日(木)

個人事業者の消費税及び地方消費税 4月2日(月)

申告書を作成するときは

「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」、「消費税及び地方消費税の確定申告の手引」や申告書用紙等は、国税庁ホームページ[<http://www.nta.go.jp>]からダウンロードできますのでご利用ください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが正しく計算され、計算誤りのない所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができますので、是非ご利用ください。

作成した確定申告書は、印刷して所轄税務署に郵送等により提出してください。

「確定申告書等作成コーナー」の操作に関するお問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(電話番号:0570-01-5901)にお尋ねください。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

平成28年分以降の所得税等の確定申告書には、マイナンバー(12桁)の記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

申告書にはマイナンバー(個人番号)を記載する欄を設けており、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

なお、マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。

医療費控除が変わります

1. 医療費控除の提出書類が簡略化されました。

平成29年分の確定申告から医療費控除を受ける場合の手続が、以下のとおり改正されました。

改正点①「医療費の領収書」の提出又は提示が不要となりました。

改正点②「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。

「医療費の領収書」は5年間自宅等で保管する必要があります。

2. セルフメディケーション税制が創設されました。

(1) 制度の概要

健康の保持増進及び疾病の予防に関する取組を行った方が、12,000円以上の対象医薬品を購入した場合には、「セルフメディケーション税制」(通常の医療費控除と選択適用)を受けることができます。

※一部の対象医薬品のパッケージには右記の識別マークが掲載されています。

(2) 手続・必要な書類

確定申告書

セルフメディケーション税制の明細書

健康の保持増進及び疾病の予防に関する取組を行ったことを明らかにする書類

セルフメディケーション

税 控除 対象

申告に関するご質問は

松本税務署の代表電話(0263-32-2790)にお掛けいただくと、自動音声がかかりますので、ご用件の内容に応じて次の番号をお選びください。

(土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

内 容	選択番号	転 送 先
確定申告に関するご質問、ご相談	0	申告案内窓口
税金に関するご質問、ご相談	1	電話相談センター
税務署からの照会やお尋ねに関するお問い合わせなど	2	松本税務署の電話交換
消費税の軽減税率制度に関するご質問、ご相談	3	消費税の軽減税率に関する専用窓口

(注) 選択番号「0」については、3月15日(木)までご利用いただけます。

復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

ネットなら便利！24時間確定申告

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告は、e-Taxを是非ご利用ください。

e-Taxで所得税及び復興特別所得税の確定申告を行うと次のメリットがあります。

- ・自宅からネットで申告
- ・添付書類の提出省略
- ・還付がスピーディー
- ・24時間いつでも利用可能

自宅からネットが便利

申告・納税



納税には便利な口座振替を是非ご利用ください

税 目	納 期 限	口座振替の場合の振替日
所 得 税	3月15日(木)	4月20日(金)
贈 与 税	3月15日(木)	-
消費税及び地方消費税	4月2日(月)	4月25日(水)

税務職員を装った者からの不審な電話や、「振り込め詐欺」などにご注意を

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、また、預貯金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例や税務職員を名乗る者が自宅等に訪問し、帳簿書類等や金庫を見たり、現金やカードを持ち去る事例が発生しています。

また、税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害も発生しています。

税務職員を名乗る者から電話などがあり、その内容について不審に思われた場合には、即答を避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認した上で一旦電話を切り、税務署の総務課までお問い合わせください。

(松本税務署 電話番号0263-32-2790(自動音声流れますので、「2」を選択してください))

にせ税理士にご注意

納税者からの依頼を受けて行う税務代理、税務書類の作成及び税務相談の業務は税理士業務とされ、これらの業務を行うことができるのは、税理士、税理士法人、国税局長に通知をした弁護士及び弁護士法人に限られています。その他の個人や法人が税理士業務を行うと、税理士法第52条違反として罰せられることになります。

税理士でないのに税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、あとあとまで税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください。

資格を有し日本税理士会連合会に備える税理士名簿への登録を受けた税理士は、日本税理士会連合会が発行する税理士証票を持っています。

税理士であるかどうか確認する場合には、税理士証票のほか、日本税理士会連合会に電話で問い合わせることもできます。電話番号は、03-5435-0931です。

または、国税局の総務課にお問い合わせください。(関東信越国税局 電話番号(代表)048-600-3111)



皆さん
こんにちは♪

espace social Le SALON

松本市深志

石田 通也 氏

『至福のサービスを気軽に』

松本市の天神で、平成24年11月にフランス料理とワインのマリアージュをご堪能いただけるレストランとして開業いたしました。

開店にはおよそ5年の構想期間をかけ、経営効率を優先するのではなく、お客様がゆったりとおくつろぎいただきながらおいしいお料理とお酒をお楽しみいただける快適な空間を目指し、インテリアからBGMに至るまで良質さと上質さを追求しています。現在も進化の途中で、サービスの水準も含め、さらなるクオリティーのアップに努めています。

明科の出身で、実家が飲食業を営んでいたことから子供のころから自然とその手伝いをする中で、お客様にご満足いただくことに喜びを感じるようになり、調理師専門学校、都内のシティホテルなどを経て現在に至りました。もともとお酒が大好きで、せっかく飲むならお酒のことにも詳しくなり、コンクールにも挑戦したいと思い、結果的にはソムリエの資格も取得しました。

レストランでの主役はお客様ですので、それぞれのお客様のご来店された目的が最大限実現するようにさりげなくサービスを提供し、笑顔でお帰り頂けることを心掛けています。開業前には同業者からは絶対に続かないと言われ続けていましたが、目指した理想に近づいているようです。

(横沢 敏編集委員)



頑張ってます!!

『お客様に喜ばれることが嬉しい』

(有)樽木野
松本市島立

高山 綺音さん



地元でお馴染みの手打蕎麦の名店「樽木野」を松本地域に直営3店舗、フランチャイズ2店舗展開している(有)樽木野。こうした地元での店舗経営の他に、自社で確立した独自製法が可能にしたお蕎麦の物販事業(全国の有名百貨店や宿泊施設、飲食店などへの出荷、

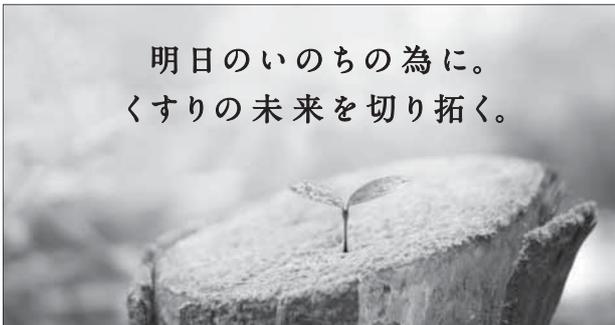
国内外の個人客への通信販売)が大きな柱に成長しているそうです。

「自慢のスタッフです!」と吉澤社長が太鼓判を押す高山さんは経理と物販部門をご担当。お蕎麦の味はもちろん、お客様毎の細かい要望への対応が評価されている当社の物販部門で活躍される高山さんに、仕事上心掛けていることを伺うと「販売先が会社や飲食店であっても、最終的にお蕎麦を召し上がるお客様の事を常に想いながら、ミスがないよう気を付けています」とお答えいただきました。

休日は「新しい情報や発見」を求めて出来るだけ外出されているとのこと。お話の端々から「お客様を大切にしたい」という心構えが感じられた高山さんの益々のご活躍が期待されます!

(川船昌子編集委員)

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企业です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

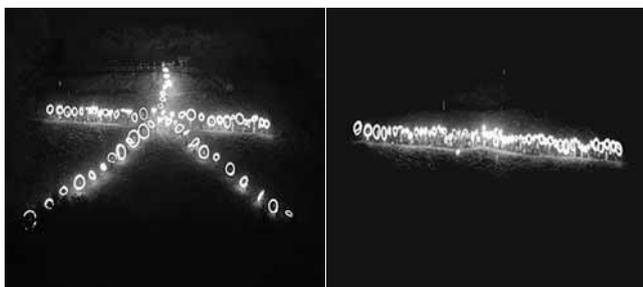
松本法人会
部会紹介
シリーズ

第11回 行ってきました! 西北部会

～春の訪れを告げる「島内の鳥居火」～

西北部会を構成するのは松本市の渚地区と島内地区です。渚地区はかつて松本盆地が湖だった名残がその名の由来とも伝えられ、昔から野麦街道が東西に通う往来の盛んなところであり、現在も3本の国道が交わる交通の要所となっております。一方、奈良井川と梓川に挟まれた場所に位置するのが島内地区であり、この地域の住民達により長年伝えられてきた伝統行事が「鳥居火」です。毎年4月14日から3日間開催され、松本平に本格的な春の訪れとともに、農作業の開始を告げるお祭りです。五穀豊穰、家内安全を願う大切なお祭りとして島内の人々は昔からこのお祭りを楽しみにされてきました。

鳥居火が行われるのは、松本市城山公園から山並みの北に続く鳥居山の山頂近くの西側斜面の一角で、島内の「町」「東方」「北方」の3町会の人々によって行われています。花火の合図で氏子の持つ松明に火が点けられ、法螺貝の音とともに「ウオー」と雄叫びをあげ、松明を円く振り回し形を描きます。始めに「鳥居の形」が描かれ、次に氏子たちが夜ごと「大」「一」「上」「十」「ト」等の文字を暗闇に描きます。この



松明は木か金属の棒に、石油等を染みこませた布を巻き付けて作ります。火の点いた松明を持ち、斜面を移動しながら文字を描くため危険を伴いますが、近年は転落事故防止のためロープを張って危険防止に努めているそうです。

平成4年には「松本市重要無形民俗文化財」の指定を受けた鳥居火ですが、その起源については「島内公民館報」(昭和46年5月号)には、「室町時代の応仁年間、小笠原氏の一族がこの地にあった鳥居の南に城砦(犬甘城)を築き守備していたが、内乱が起こった。北東方面から犬



甘城に攻めてきた反乱軍は北風に乗じて山に火を放ち、このため犬甘城は火災に包まれて城方は苦戦に陥った。炎は城砦に迫り鳥居まで燃やし北東側に焼け倒れると、不思議にも突然風向きが変わり、猛火は反乱軍に襲い掛かった。これにより戦況は一変、勢いを取り戻した城方はこの戦いに勝利できたと言われる。このことを不思議な神の功德と考えた人々は、以後鳥居を再建せず、松明を各自手に持って鳥居の形を描いて神威を敬うようになったと伝えられている。」と記されていました。

【資料提供：高島 秋安 氏】

(川船昌子編集委員)

西北部会

該当エリア：松本市渚・島内地区

会員数：218社

部会長：田中幸一氏 (株)田中機器製作所

部会長より：西北部会は松本市街から少し外れていますが、その分、北アルプスの山々はきれいに見えます。特にこの時期は真っ白な常念に朝日が当たるところは最高です。ぜひ、日の出のころにおいでください。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

法律レポート

民法（債権分野）改正法の施行日が2年後に ～賃金債権の消滅時効延長の動きに対して、 企業法務のとるべき対応

三浦法律事務所 弁護士 浅川 清 実



1 昨年5月、民法の債権分野を中心とした民法の大規模改正法案が国会で成立し、12月20日に公布された政令によって、改正民法の施行日が2年後の平成32年(西暦2020年)4月1日となることが決定しました。今回改正された債権分野は、契約に関するルールを定めている分野ですが、売買契約などにおける危険負担や瑕疵担保責任の規定など、取引契約に適用される多くの条文が改正されています。

この民法改正がもたらす企業法務への影響について、今回は、債権の消滅時効期間についての民法改正の影響、特に従業員の賃金債権の消滅時効への影響と対応について検討、紹介します。

2 改正前の現行民法では、債権の消滅時効期間は原則10年とされていますが、例外として1年ないし3年の短期消滅時効が定められています(短期消滅時効の例として、工事代金3年、製造・卸・小売業者の売買代金2年、運送・宿泊・飲食等の代金1年)。また、商法では、商事債権の消滅時効は原則5年とされています。

今回の民法改正では、商事債権や短期消滅時効の区分が廃止され、平成32年4月1日以降に成立した契約から生じる債権の消滅時効は、原則5年に統一されます。

もっとも、会社の取引から生じる債権については、これまでも原則として商事債権5年の消滅時効にかかっていたので、民法上の時効期間の改正の影響はあまりないでしょう。

なお、工事や売買の売掛金債権の消滅時効は5年に延びますが、実際には平成32年の改正民法施行日までに契約締結した工事や売買の代金については短期消滅時効が適用されるため、当面は1～2年ごとに債務承認書を取り続けることが必要と思われる、時効管理(毎年、債務承認書を取付けるなど)のコスト削減は期待できないと思われます。

3 他方、現行民法では賃金債権についても1年の短期消滅時効の定めがありますが、労働基準法によって、賃金債権の消滅時効は2年(退職金は5年)に延長されています。これは、戦後、民法の規定よりも労働者を保護するために設けられた延長規定といわれています。

ところが、今回の民法改正によって短期消滅時効

の規定が廃止されたため、民法上は賃金債権の消滅時効も一般債権と同じ5年になりました。そのため、これまでは賃金債権の消滅時効を2年とすることで労働者を保護していたはずの労働基準法の規定が、逆に民法の規定よりも短い消滅時効の規定になり、本来の趣旨と逆行することになるため、厚生労働省では現在、改正民法の施行までに労働基準法を改正して、賃金債権の消滅時効を5年にするものの検討を始めています。まだ議論が始まったところですが、賃金債権の消滅時効を2年間そのままにしておく合理的理由は乏しく、経過措置はあるかもしれませんが、いずれは賃金債権の消滅時効も5年に延長される可能性がきわめて大きいと思われます。

ところで、近時増加している従業員の会社に対する未払残業代の支払請求では、現在であれば消滅時効のために2年分の請求までしか認められませんが、一日平均1時間程度の未払残業が認められれば、2年分の残業代が100万円を超えることも珍しくありません(1日1時間、2年間の残業代は、概算で3カ月分の給料額より多くなります)。裁判になると、未払残業代とほぼ同額の付加金支払も命じられます。

今後、賃金債権の消滅時効が5年に延長されたときには、現在の2.5倍の未払残業代請求が認められることになり、残業代250万円及び同額の付加金で、500万円の請求が認められることも珍しくないという事態が予想されます。その上、残業代請求は複数の従業員に波及することも珍しくありません。未払残業代請求のリスクは、今後ますます高くなっていくことが予想されます。

かかるリスクを回避するためにも、改正民法の施行と労働基準法の改正がされる前に、残業手当に関する就業規則(給与規程)の整備、労働時間の客観的把握、不必要なダラダラ残業の抑止・禁止、規定に基づく正確な残業手当金額の明示など、未払残業代を請求されることを防止する取り組みが必要であると考えられます。

三浦法律事務所

当会顧問弁護士 三浦 守 孝

〒390-0874 松本市大手1-3-29丸今ビル3F

TEL(0263)39-2030(代) FAX(0263)39-2031

“一人十色” — 対人関係に傷つかないコツ

産業カウンセラー 柏木 勇一

時と場合でヒトは異なる反応をします

「一人十色？」ちょっと聞き慣れない言葉かもしれませんが。十人十色なら、人それぞれ考え方や好みが違うという意味で、よく知っていると思います。元々マーケティングで使われる言葉です。ひとりの顧客でも時と場合によってニーズが異なるというのが「一人十色」です。これを、ぎくしゃくした対人関係を改善する方向に考えてみてはどうでしょう。

中堅メーカーで、社員の就業時間や勤怠管理の業務を担当していたTさん（33歳）は、実直で仕事熱心。パソコンのスキルも高く、職場でも信頼されていました。「もっと融通がきく性格ならいいんでしょうね」というのが自己分析でした。同僚との関係に悩み、不眠が続いて心療内科に通院するようになった原因も、この性格が影響していたようです。

関係が悪化した同僚とは、40代の女性で、ベテランの域に達し、てきぱきと仕事をこなしていました。製造現場の各部署の事務担当者にも笑顔で接し、スピーディーな対応が評判でした。ただTさんが気になっていたのは、勤務時間結果や勤怠報告書を見ながら、名前を読み上げ「この人休んでばかり。何やってんだ」と舌打ちしながら個人攻撃を始めることでした。あげくの果てには「ここは上司がドジだから」と、聞くに堪えないような言葉を吐き続けるのです。

その場を離れればよかったのですが、定時退社をモットーにしているTさんは、仕事が滞ることを嫌い、我慢し続けました。その結果が体調不良。不眠や食欲減という身体症状から、憂うつ、やる気減退などの精神・心理状態の悪影響も出ました。なによりも、ここにいたら自分が壊れる、という恐怖に近い不安感でした。睡眠導入剤で何とか眠れるようになりましたが、出勤してもあの女性がいる、と思うと、家を出る気力もなくなる日もありました。

相手への想像力を、自分も工夫する余裕を

Tさんが嫌悪感をもったその女性について、社内では「八方美人」という評判で、表向きは明るく接している一方で、「感情の起伏が激しい」「切れたら怖い」と語る人も少なくなかったようです。自然に、その女性とは距離をおくという付き合い方が広がっていきました。

このような女性を、「一人十色」ととらえることができるでしょう。ひとりの人間でも、一日の間に気分が移り変わることはよくあります。仕事がうまく回っている時は上機嫌で、そうでない時は不機嫌。どんな場合でも表情は変えない人、など様々な“色”を持っているのが人間です。いつもは話しやすい上司でも、日によっては反応が素っ気ないと受けとめられることもあるでしょう。仕草や表情が変わる原因として、プライベート面での出来事があるかもしれません。

「人づき合いに疲れて自分を見失っています」というのが、Tさんの相談内容でした。その背景を聴いて浮かんだのが「一人十色」という用語でした。相手をおんなタイプとひとつだけに絞ってしまうと、落ち込んでしまうことがあるでしょう。相手の“色”を、その時、こんな場合、と想像力を働かせることを意識してみましよう。Tさんに語りながら、自分の“色”も忘れられないように、と付け加えました。

自分のスタンスを意識することも重要です。距離をおいているという同僚の姿勢も、時には手本になるでしょう。職場の対人関係をこじらせないコツは色々な所にあります。

[筆者紹介] 柏木勇一（かしわぎ・ゆういち）

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹¹⁹〕所得税関係

源泉徴収制度について

Q．報酬や料金を払った際の源泉徴収について教えてください。

A．会社や個人が、人を雇って給与を支払ったり、税理士や弁護士等に報酬を支払った場合は、その支払の都度、支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税（以下、所得税）を差し引く形で徴収して国に納める義務があります。この義務のある者を源泉徴収義務者と言います。こうして納められた所得税は、支払を受けた者の確定申告や年末調整の際に精算されます。

（1）源泉徴収義務者

会社や協同組合、学校、官公庁、更には個人や人格の無い社団・財団であっても全て源泉徴収義務者になります。但し、常時2人以下の家事使用人に対してのみ給与を支払っている人や、給与や退職金の支払いが無く、報酬・料金だけを払っている人（例えば給与所得者が確定申告のために税理士に報酬を払う）は源泉徴収する必要はありません。

（2）対象となる報酬・料金等の範囲

報酬・料金等の範囲は別表の通りで、それを受け取る者が個人か法人かにより異なります。個人か法人かは、支払を受ける者が法人税を納める義務があるか否か、又は定款や規約、日常の活動状況から団体として独立して存在している事が明らかか否かで判断します。

謝礼や研究費、取材費、車代などの名目で支払われていても、実態が報酬・料金等と同じであれば源泉徴収の対象となります。但し、支払者が直接交通機関等へ通常必要な範囲の交通費や宿泊費などを払った場合や、弁護士等に支払う金銭等であっても支払者が国等に対して登記、申請するために本来納付すべき登録免許税や手数料等に充てることが明白な場合は、報酬・料金等を含めなくてもよいことになっています。

また、金銭でなく、物品で支払う場合も報酬・

料金等に含まれます。物品で支払った場合は、原則としてその物品の処分見込価格で評価します。

（3）源泉徴収の方法

源泉徴収額の計算は原則として次の通りです。

支払額（A）100万円以下 $A \times 10.21\%$

支払額（A）100万円超（A - 100万円） $\times 20.42\%$
+ 102,100円

支払額には、報酬・手数料等の種類に応じて控除額が定められているものがあり、例えば司法書士等に支払った場合は、同一人に対して1回に支払われる金額から1万円を差し引いて計算します。

支払が確定していても、現実に支払われなければ源泉徴収する必要はありません。徴収した所得税等は原則として支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。

（別表）

源泉徴収が必要な報酬・料金等の範囲

受け取る者が個人の場合

- ・原稿料や講演料など
- ・弁護士、公認会計士、司法書士等への報酬・料金
- ・社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬
- ・プロ野球選手、プロサッカー選手、プロテニスの選手、モデルや外交員などに支払う報酬・料金
- ・芸能人や芸能プロダクションを営む個人に支払う報酬・料金
- ・バンケットホステス・コンパニオンやバー、キャバレーのホステスなどに支払う報酬・料金
- ・プロ野球選手の契約金など、役務の提供を約することにより一時的に支払う契約金
- ・広告宣伝の為の賞金や馬主に支払う競馬の賞金

受け取る者が法人の場合

- ・馬主である法人に支払う競馬の賞金

（税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口侑子
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

青年部コーナー

2月例会開催のお知らせ

『Think different,do different!

～新しい発想からのインバウンド政策～』

青年部では本年度最後の例会となる、2月例会を2月21日(水)に開催いたします。[担当:第三委員会北澤剛委員長(有昭モータース)]

今回の例会には、講師に日本を代表する都市デベロッパーである森ビル株式会社の都市開発本部 総合統括部 メディア企画部部長の矢部俊男氏をお招きして『Think different,do different!～新しい発想からのインバウンド政策～』というテーマでお話を伺います。

青年部員以外の方でもご参加頂けますのでお気軽にお問い合わせください。大勢のご参加をお待ちしております。

日時 2月21日(水) 18:30開始
(研修会18:30~19:30 懇親会19:30~21:00)

テーマ 『Think different,do different!

～新しい発想からのインバウンド政策～』

講師 矢部 俊男 氏(森ビル株都市開発本部総合統括部 メディア企画部部長)

会場 アルピコプラザホテル3階「コミチナ」

参加費 5,000円(懇親会費として)

お申込 松本法人会事務局まで(事務局:35-8080)

女性部コーナー

新年特別例会ご報告

1月23日(火)恒例の女性部新年特別例会を開催いたしました。本年度は、「心身の健康づくり～楽しいレクリエーション～」というテーマで、元信州大学医学部保健学科教授で作業療法士の佐藤陽子さんを講師にお招きしました。

例会では「指折り体操」、「じゃんけんゲーム」、「インスタントコーラス」など、誰でも楽しく、簡単にできる運動やゲームを参加者全員で行いました。講師の先生の明るいお人柄もあり、終始笑いの絶えない研修会となりました。研修会の後には食事会も開催され、新春らしい明るく華やかな例会となりました。大勢のご参加ありがとうございました。



講師の佐藤先生

保健の窓

隠れインフルエンザにご用心

今年は1月末時点でこの地域でもインフルエンザが大流行しています。ご存知の通り、インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、ウイルスにはA型、B型、C型の3種類があるそうです。典型的な症状としては急な高熱(38以上)、咳、節々の痛み、寒気などで、風邪よりも症状の現れ方が急激で、症状が重いのが特徴です。

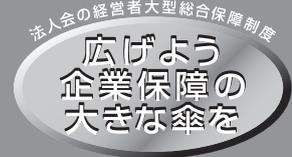
しかしながら、今年流行しているインフルエンザの中にはこうした典型的な症状が出ないものがあり、「隠れインフルエンザ」と呼ばれているようです。あまり熱は出ていないけど、少し喉が痛いし咳も出るから念のため検査してみたら陽性だった、なんて方も多いようです。明らかに具合の悪そうな人がいる場合には注意することが出来ますが、本人も周囲もインフルエンザだと気付かずに普段と同じように

過ごし感染が拡大していく点が怖いところです。

ただ、通常のインフルエンザも隠れインフルエンザも感染経路、予防策は同じで、代表的な感染経路は「飛沫感染(くしゃみや咳)」「接触感染」の2通りと言われています。感染している人が咳やくしゃみをする、ウイルスを含む飛沫は約2メートル飛ぶそうです。これを周囲の人が吸い込むとウイルスが鼻や喉の粘膜に付着して感染します。また、直接吸い込まずとも、飛沫が付着したものに触れた手で口や鼻をいじることで同じように感染してしまいます。それに対して厚生労働省が示している一般的なインフルエンザの予防策は 流行前のワクチン接種 飛沫感染対策としての咳エチケット(特に感染者) 外出後の手洗い等 適度な湿度の保持 十分な休養とバランスのとれた栄養摂取 流行期は人込みを避ける、といったものです。

寒さ厳しく、空気も乾燥したこの時期はどうしてもインフルエンザ感染の危険性が高まります。色々なタイプのウイルスが存在していることを認識し、自分の健康は自分で守れるように心がけたいものです。

経営者が、 重大疾病に かかった時の そなえを確保。



「消費税申告一声運動実施中」

Jタイプ[無配当重大疾病保障保険]は、重大疾病による生存リスクから企業を守ります！



- ポイント 1** 重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金を支払います。
◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。
- ポイント 2** 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。
◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。
- ポイント 3** 約款所定の高度障がい状態または不慮の事故による身体障がい状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。

※この保険には、高度障がい保険金・満期保険金・配当金はありません。
 ※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。
 ◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「がん・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。
 ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなる場合があります。
 ◎この資料の記載内容は、平成29年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。
 ◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

DJIDO 大同生命保険株式会社 松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

F-28-1005(平成29年3月14日)

2月の予定

2日広報委編集会議 5日税制委グループ会議 6日
 県連理事会 7日第100回税制勉強会 8日新設法人
 説明会 9日租税教室(清水小学校) 14日全法連税制
 セミナー、県連青年部連絡協議会 15日会員親睦ポウ
 リング大会 16日2月役員会 21日青年部2月例会
 23日冬期特別研修会 27日決算説明会

決算説明会(法人税・消費税の説明会/1月決算法人対象)
 2月27日(火) 午後2時より 大同生命松本ビル1階会議室
 (ホテルブエナビスタ東側)

平成29年度 合同委員会開催(1/19)

1月19日(金)正副会長会および定例役員会終了後、
 今年度の合同委員会を開催しました。当会の6つの委
 員会(総務・研修・組織・広報・税制・厚生)ならび
 に青年部・女性部の平成30年度事業計画を相互確認い
 たしました。

会議終了後には新春恒例の賀
 詞交換会を開催
 し、大いに交流
 を深めました。



部会便り ☒ 豊科部会

松本税務署長講演会を開催

豊科部会[部長:高山政登氏(有)高山自動車板
 金]では、昨年12月13日に佐塚松本税務署長を講師
 にお招きし「税務講話～税務を取り巻く現状と課題」

というテーマ
 で講演会を開
 催しました。
 大勢のご参加
 誠にありがと
 うございました。



今号付録『税に関するアンケート』ご協力をお願い

全国の法人会では、適正・公平な税制の実現を目指して皆様の意見や要望を反映しながら、税のあ
 るべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

私たち松本法人会でも平成31年度税制改正に対する提言事項作成に向けて「税に関するアンケート」
 を作成し、今号付録として同送しております。

皆様の声をまとめて、地元自治体・選出国會議員にお届けしますので、どうかご協力をお願い申し
 上げます。

一般社団法人松本法人会会員の皆様へ

貴社社員の皆様への確定申告情報の提供について

～確定申告書は国税庁ホームページで～

最近では会社員などの給与所得者の方でも、医療費控除などの適用を受けるために確定申告をする方
 が増えています。

国税庁では、そのような方のために、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)に「確定申告特
 集ページ」を開設して申告手続に関する様々な情報を提供しております。

つきましては、貴社の社員の皆様に、国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」をご利用いた
 だきたく、ご案内用の各種データを特集ページ内に用意しておりますので、特集ページ内の「源泉徴
 収義務者の方へ」のページからご案内用データを取得いただき、回覧・メール配信・電子掲示板への
 掲載などの方法により、社員の皆様に情報提供していただきますようご協力をお願いいたします。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料
- 関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷
- 広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD データでも
デジタルのイラスト
デジタル写真も

素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会
めざまし企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大円生命松本ビル5F
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



道祖神の色塗り



地域の守り神、子孫繁栄、旅や交通安全の神として各地で信仰されている道祖神。安曇野、松本地域でも数多く存在しておりますが、その中には地元の子も達によって色塗りが行われているものもございます。小正月に三九郎(どんど焼き)とともに行われた道祖神祭りは子ども達にとって正月の楽しい思い出です。(川船昌子編集委員)

地域の守り神、子孫繁栄、旅や交通安全の神として各地で信仰されている道祖神。安曇野、松本地域でも数多く存在しておりますが、その中には地元の子も達によって色塗りが行われているものもございます。小正月に三九郎(どんど焼き)とともに行われた道祖神祭りは子ども達にとって正月の楽しい思い出です。(川船昌子編集委員)

一般社団法人 もふもふ堂

里親募集中



当法人は、猫の殺処分ゼロは勿論のこと、人と猫が共生できる社会作りを目指しています。その為に「ねこカフェもふもふ」と「シェルター」を拠点に、野良猫の不妊化活動、保健所などから保護された猫の里親探し、猫の適正飼育の普及活動をしています。皆様のカフェのご利用、ご寄付で1匹でも多くの猫が殺処分されず、温かいご家庭の一員になれば幸いです。

企業賛助会員様、ボランティアさんを募集しております。

一般社団法人もふもふ堂

〒390-0833

住所 松本市双葉24-13

電話 0263-28-7299

ねこカフェもふもふ

営業時間 11:00~19:00

定休日 火曜日

<http://www.mofumofudou.com>

川柳コーナー

隠れるな

熱くらい出せ

インフルよ

銀盤に

願いを込めて

金メダル

手はもみじ

ほっぺはりんご

雪遊び

新米

あしがき

私事で恐縮ですが、1月18日に生誕2万日を迎えました。この日は平成の10603日目でしたから、人生の半分以上は平成です。中学1年生の息子は8月に5千日を迎えます。父は2年ほど前に3万日を超えました。歳を取るにつれ1年が早く感じる感じがしますが、生きた日数を分母にして考えると、1日、1年の割合は小さくなるばかりですので、実感とは一致していません。

コンピュータの普及により、現在は無料で便利なソフトやアプリがあふれていますので、20世紀のころならば思いついても途中で挫折しそうなこのような計算も、入力するだけで簡単にできるようになりました。

平成も残すところ1年あまりです。20世紀から21世紀にかけてのおよそ30年間の総日数は11070日となります。30年を超える年号は「昭和」「明治」「応永」のみという貴重な時代でした。松本法人会は本年45周年を迎えますが、公私ともに来るべき新時代に向けて、着実な一歩を重ねていきたいものです。(横沢)

(本号編集委員)

横沢 敏

川船昌子



注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所

一般社団法人 松本法人会

〒390 0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35 8080

FAX(0263)36 0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

(定価 1部50円)

印刷所 信州印刷株式会社